特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	公営住宅、改良住宅、特別公共賃貸住宅及び特別公共賃貸住宅を用途変更した住宅の管理事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

兵庫県知事は、公営住宅及び改良住宅の管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

兵庫県知事

公表日

令和8年11月17日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅、改良住宅、特別公共賃貸住宅及び特別公共賃貸住宅を用途変更した住宅の管理事務
②事務の概要	兵庫県営住宅等の入居者の管理及び住宅使用料収入、家賃等の金銭的管理を行う。 ①入居資格審査に関する事務 ・　管理事務所（指定管理者が運営。）は、入居者から住民票、課税証明書及びその他の関係書類を徴する。 ・　管理事務所は、住民票等の審査書類を県公営住宅管理課に進達する。 ・　県公営住宅管理課は、資格審査を行う。 ・　県公営住宅管理課は、宛名管理システムを通じて、資格審査に合格した者の個人番号を住民票に基づき照会する。 ・　照会の結果、入居者の特定個人情報が取得できた場合、県公営住宅管理課は、そのデータを県営住宅管理システムにフィードバックする。 ・　管理事務所は、資格審査合格者に対して県営住宅の住戸の引き渡しを行う。 ②入居者の収入認定及び家賃決定に関する事務 ・　管理事務所は、県公営住宅管理課に対して、課税証明の記載内容を照会したい者を通知する。 ・　県公営住宅管理課は、宛名管理システムを通じて、課税証明の記載内容を照会する。 ・　照会の結果、入居者の課税証明情報が取得できた場合、県公営住宅管理課は、そのデータを県営住宅管理システムにフィードバックする。 ・　県公営住宅管理課は、県営住宅管理システムにより入居者の収入を認定し、翌年度の家賃を決定する。 ③入居者及び退去者（家賃等の滞納を有する者に限る。）の住民票情報の把握に関する事務 ・　管理事務所は、県公営住宅管理課に対して、住民票情報を照会したい者を通知する。 ・　県公営住宅管理課は、宛名管理システムを通じて、住民票情報を照会する。 ・　照会の結果、対象者の住民票情報が取得できた場合、県公営住宅管理課は、そのデータを県営住宅管理システムにフィードバックする。
③システムの名称	県営住宅管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
兵庫県営住宅管理システムデータベースファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表の27、52及び93 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条及び第46条の3 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条　別表第1の1－(2)の項、別表第2の1－(2)及び(3)の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53、76及び124 ※情報提供は行わない。	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	まちづくり部公営住宅管理課
②所属長の役職名	公営住宅管理課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	まちづくり部公営住宅管理課　神戸市中央区下山手通4-18-2　078-230-8460 総務部法務文書課（県民情報センター）　神戸市中央区下山手通4-18-2職員会館1階　　078-362-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	まちづくり部公営住宅管理課　神戸市中央区下山手通4-18-2　078-230-8460
9. 規則第9条第2項の適用	**[　　]適用した**
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[ ]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等について、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことと厳守している。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　［　 ］ 内部監査　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　十分に行っている　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　十分である　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住宅管理システムへのアクセスが可能な職員は、ID、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員については、システム内にて管理名簿を作成し、適切な管理を行っている。また、定期的にアクセスログを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月29日	Ⅰ　基本情報 1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①　事務の名称	公営住宅及び改良住宅の管理事務	公営住宅、改良住宅、特別公共賃貸住宅及び特別公共賃貸住宅を用途変更した住宅の管理事務	事前	
平成27年10月29日	Ⅰ　基本情報 4　個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一の19及び35の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第35条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一の19、35及び61の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第35条 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例　別表第1の1－(2)の項、別表第2の1－(2)及び(3)の項	事前	
平成28年3月1日	Ⅰ　基本情報 3　個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一の19、35及び61の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第35条 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例　別表第1の1－(2)の項、別表第2の1－(2)及び(3)の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一の19、35及び61の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第35条及び第46条の3 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条　別表第1の1－(2)の項、別表第2の1－(2)及び(3)の項	事前	
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 3．評価実施機関における担当部署 ②　所属長	住宅管理課長　山下　孝文	住宅管理課長　山田　剛之	事後	人事異動
平成29年5月31日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	企画県民部文書課県民情報センター	企画県民部管理局文書課県民情報センター	事後	組織改編
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日　時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成31年度4月1日時点	令和2年度4月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月29日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年度4月1日時点	令和2年度4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和2年度4月1日時点	令和3年度4月1日時点	事後	時点修正
令和3年5月6日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年度4月1日時点	令和3年度4月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	県住宅管理課	県公営住宅管理課	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署	県土整備部住宅建築局住宅管理課	まちづくり部公営住宅管理課	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 5．評価実施機関における担当部署	住宅管理課長	公営住宅管理課長	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・停止・利用停止請求	県土整備部住宅建築局住宅管理課	まちづくり部公営住宅管理課	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・停止・利用停止請求	企画県民部文書課県民情報センター	総務部法務文書課（県民情報センター）	事後	組織改編
令和4年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年度3月1日時点	令和4年4月1日	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年1月6日	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年1月6日	事後	時点修正
令和4年10月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生なし	発生あり	事後	時点修正
令和5年8月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和4年度3月1日時点	令和4年4月1日	事後	時点修正
令和5年8月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年度3月1日時点	令和4年4月1日	事後	時点修正
令和5年8月14日	Ⅱ　しきい値判断項目 3．重大事故	発生あり	発生なし	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第一の19、35及び61の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条及び第35条 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条　別表第1の1－(2)の項、別表第2の1－(2)及び(3)の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表の27、52及び93 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条及び第46条の3 ・個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例第2条　別表第1の1－(2)の項、別表第2の1－(2)及び(3)の項	事後	
令和7年1月24日	Ⅰ　基本情報 4　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法別表第二の31、54及び85の2の項 ・番号法別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条及び第28条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53、76及び124 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第78条及び第126条	事後	
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年度4月1日時点	令和6年度4月1日時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月24日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年度4月1日時点	令和6年度4月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月24日	Ⅳ　リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	－	十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録等について、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際は、4情報または住所を含む3情報による照会を行うことと厳守している。	事後	様式変更
令和7年1月24日	Ⅳ　リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	－	権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 住宅管理システムへのアクセスが可能な職員は、ID、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員については、システム内にて管理名簿を作成し、適切な管理を行っている。また、定期的にアクセスログを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更
令和7年1月24日	Ⅰ　関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通4-16-3	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通5-10-1	事後	記載内容の変更
令和7年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年度4月1日時点	令和7年度4月1日時点	事後	時点修正
令和7年9月10日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年度4月1日時点	令和7年度4月1日時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53、76及び124 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第78条及び第126条 ※情報提供は行わない。	【情報照会】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53、76及び124 ※情報提供は行わない。	事後	
令和8年11月17日	Ⅰ　関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通5-10-1 078-362-4161	総務部法務文書課（県民情報センター） 神戸市中央区下山手通4-18-2職員会館1階 078-362-4161	事後	記載内容の変更
令和8年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年度4月1日時点	令和8年度4月1日時点	事後	時点修正
令和8年11月17日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年度4月1日時点	令和8年度4月1日時点	事後	時点修正